

第1 審査会の結論

審査請求人町田市政を考える会・草の根 小林 美知が、2016年11月30日付けで処分庁町田市議会に対して行った公文書公開請求に対して処分庁が2016年12月9日付け16町市議第499号の2をもって行った公文書部分公開決定処分のうち、本件審査請求に係る部分は町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当しないことが明らかであり、当該情報を公開しない部分に含めた処分庁の判断は、取り消されるべきである。

なお、本件では、処分庁の判断にあたっての検討が不足していると思われることから、処分庁においては、公開の是非、部分公開であればその範囲、それぞれの根拠と理由を再度検討されたい

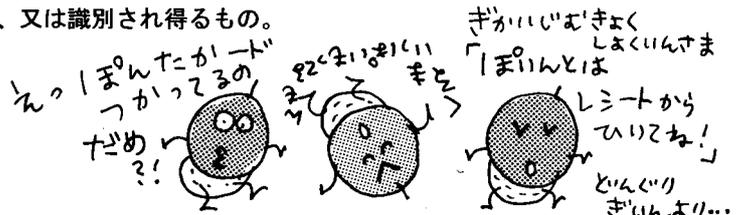
- ◆草の根ホームページに答申の全文を掲載(クリック)
- ◆審査請求書(草の根) ⇒ ◆弁明書(議会) ⇒ ◆反論書(草の根)
(それぞれクリック)

〈言葉の説明〉

●町田市情報公開条例第5条第1項第1号とは・・・

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。

●処分庁とは・・・町田市議会



《草の根・解説》

町田市議会政務活動費についての情報公開請求の際、調査研究費の燃料代のガソリンスタンドが出したレシートの議員のクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号は、「議員の生活に関する情報であり、公開することにより、特定個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため個人情報の漏えいにつながる」という理由で黒塗りにしたことは、「取り消されるべきである。」と、はっきりと結論を出している。ところが、後半3行で、それを打ち消すかのよう
に、「再度検討されたい」との矛盾した文章をあえてつけている。

草の根ニュースNo.40でも指摘しているように、政務活動費(調査研究費・燃料代)のガソリン代のレシートには「同じ日付のレシートが複数存在」「深夜に5分おきに入れるレシートって?」「2日間で100リットル、2日で1,000キロ以上走った?」「全く同じ時間に2枚のレシートがある」といった実態がある。こうした市民の疑義に対して、真摯に向き合うのであれば、レシートの会員番号を隠す理由はない。

三者の談合によって、「^{そんたく}隠蔽する」合意 がつくられたのか!?

結果として、公開しないということを見越して、

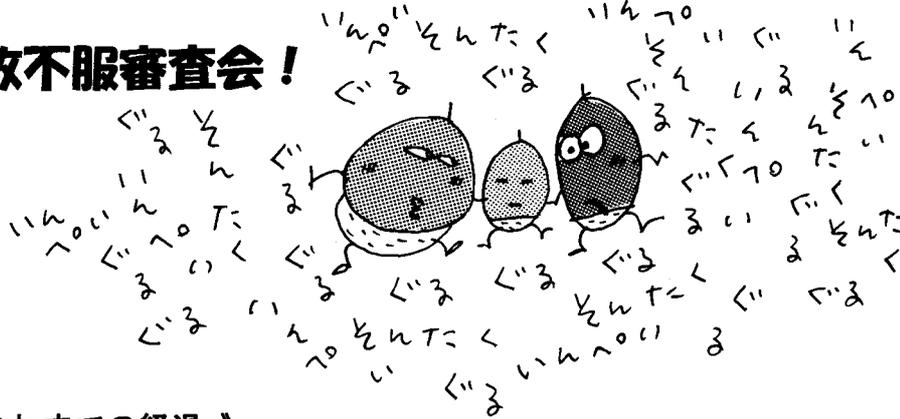
答申を出したとしか思えない!?

これは、言うならば、広く情報公開を推進する審査会が、

「^{そんたく}隠蔽」という今回の合意を指導したとしか思えない。

「審査会自ら、存立する基盤を揺る」「審査会の役割を自ら否定」した、

行政不服審査会!



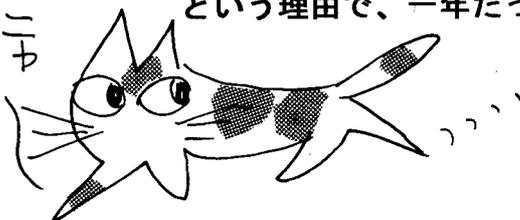
《 これまでの経過 》

町田市政を考える会・草の根が2016年11月30日日付で行った、『平成24年度(2012年度)町田市議会政務活動費収支報告書と証拠書類(領収書等)の情報公開請求』に対して、町田市議会議長が2016年12月9日付で回答した『公文書部分公開決定通知書』の回答と、2017年1月25日付で行った『2012年、2013年、2014年、2015年度の町田市議会政務活動費の各会派の会計帳簿(資料一式)公開請求』に対して、町田市議会議長が、2017年2月1日付で回答した『公文書不存在決定』の回答を不服とし、2017年2月20日『行政不服審査会』(以下審査会)に、2つの審査請求書を提出し、不服申し立てを行いました。

10ヶ月が過ぎ、2017年12月26日、『平成24年度(2012年度)町田市議会政務活動費収支報告書と証拠書類(領収書等)の情報公開請求』に対して、町田市議会議長が2016年12月9日付で回答した『公文書部分公開決定通知書』の回答を不服とした件(以下審査請求・カード)につき、審査会より、議会に対して答申が出されました。

しかし、『会計帳簿(資料一式)』については、「論点が整理されていない」という理由で、一年たっても審査会の結論は出ていません。

いつまで
またさせるのか



1. 「行政不服審査制度」とは？

国や地方公共団体による「処分」に対して、不服申立てができる制度です。

2. 不服申立てができるのは？

処分を受けた人や処分で権利利益を侵害される人など

3. 不服申立ての手の続の流れは？

「審査請求」に始まり、審理員が審理を行い、第三者機関がチェックする国や地方公共団体に対して「認可を申請したが認められず納得できない」といった場合に、見直しを求めることができる「行政不服審査制度」が、約50年ぶりに法改正され、公正性や使いやすさの向上が図られ、平成28年（2016年）4月からスタートしています。町田市においても、「行政不服審査会に」審査請求をすることができるようになっています。



◎詳しくは、『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください！

<http://www.machida-kusanone.com>